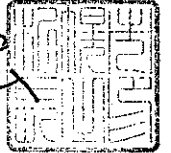


札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月 29 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第16号

札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2号中「、同法第66条第1項」を「又は同法第66条第1項」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条第1項の補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。